資料 21

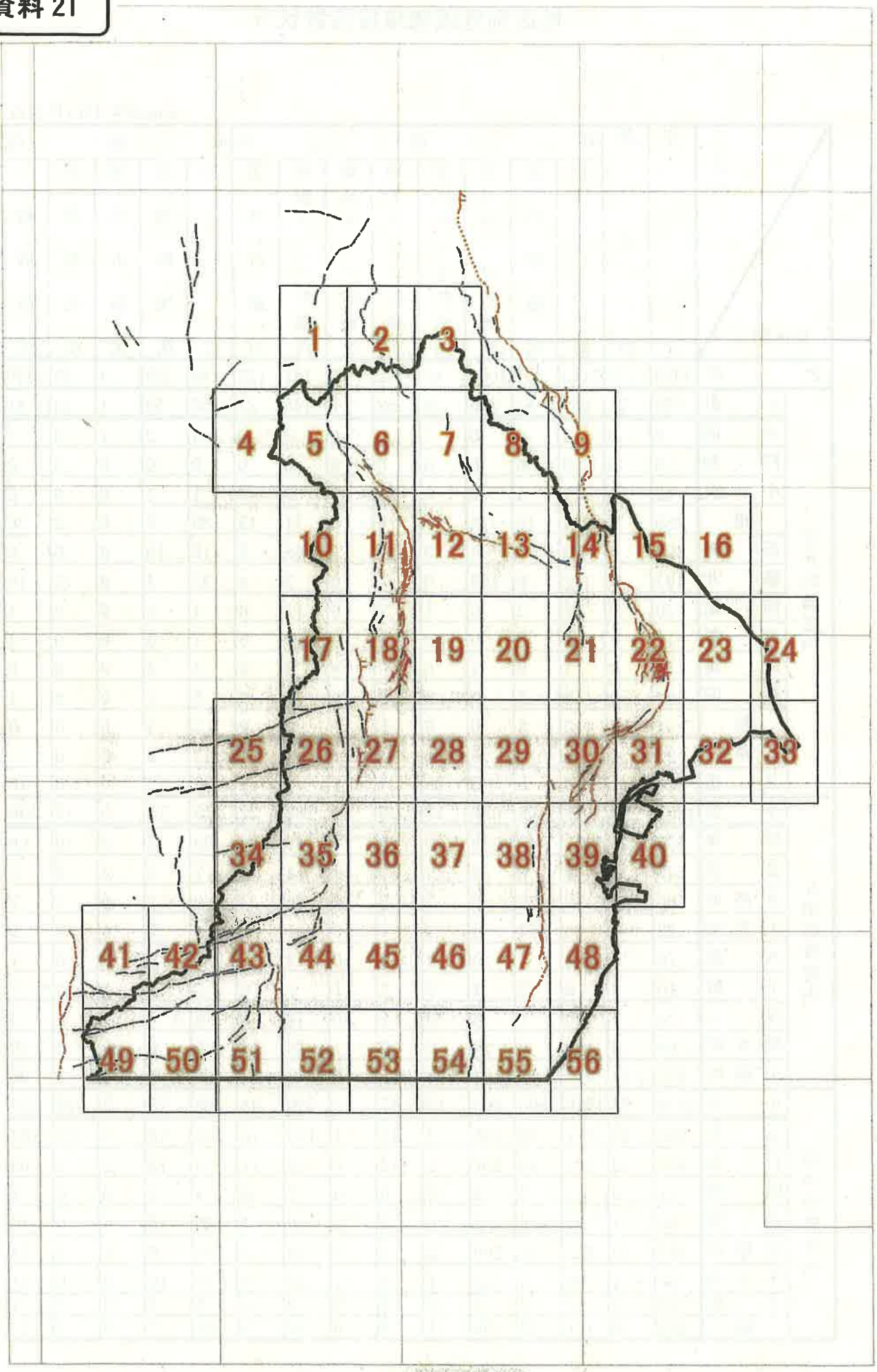
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56

A4版図割図

記 号　Legend

活断層
Active Fault Trace

最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。

活断層（位置やや不明確）
Active Fault Trace
(Site indistinct)

活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。

活断層（活撓曲）
Active Flexure

活断層のうち、変位が軟らかい地層内で拡散し、地表には段差ではなくたわみとして現れたもの。たわみの範囲及び傾斜方向を示す。

活断層（伏在部）
Active Fault Trace
(Concealed)

活断層のうち、最新の活動時以降の地層で覆われ、変位を示す地形が直接現れていない部分。

横ずれ
Strike Slip

活断層の相対的な水平方向の変位の向きを矢印で示す。

縦ずれ
Dip Slip

活断層の上位方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。

推定活断層
Presumed Active Fault

地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。または、今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。

地形面の傾動方向
Tilting Surface Direction

地形面が、現在も続いている地殻変動によって傾いている場所。最大傾斜方向で図示。

（記号は都市圏活断層図に準拠）

利用上の注意

1. 活断層とその区分

この図における「活断層」とは、最近数十万年間に約千年から数万年の間隔で繰り返し活動してきた跡が地形に明瞭に現れており、今後も活動を繰り返すと考えられるものをいいます。このうち、風雨による侵食や堆積、また開発の影響などで活断層の位置を明確に表示できない区間は破線で、活動の跡が土砂の下に埋もれてしまっている区間は点線で示しています。

また、活断層の可能性がある地形であるが活断層以外の原因でできたとも説明できるもの、または、今後も活動を繰り返すかどうか明確に判断ができなかったもの、あるいは他の調査結果から地下に活断層の存在が推定されたものは「推定活断層」として表記しました。

2. 未知の活断層の可能性

沖積低地や、扇状地、または埋立地・干拓地などの最近数千年間に形成された地形では、今回の調査で確認できなかった未知の活断層が埋もれている可能性も残されています。

（都市圏活断層図に準拠）

発 行　三重県防災危機管理部地震対策室　〒514-8570 津市広明町13番地
TEL059-224-2184 E-mail: jishin@pref.mie.jp

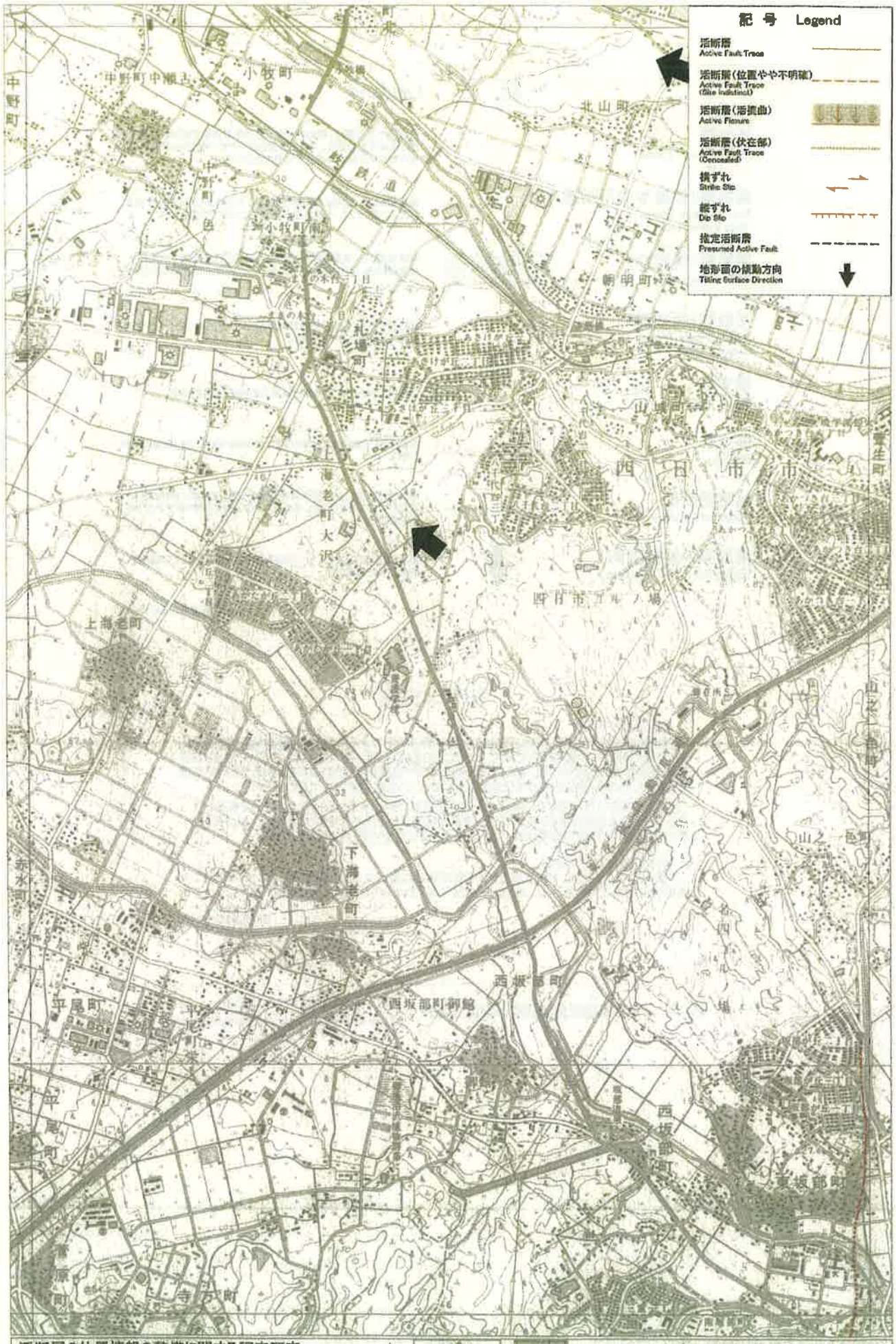

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

29. 東坂部町

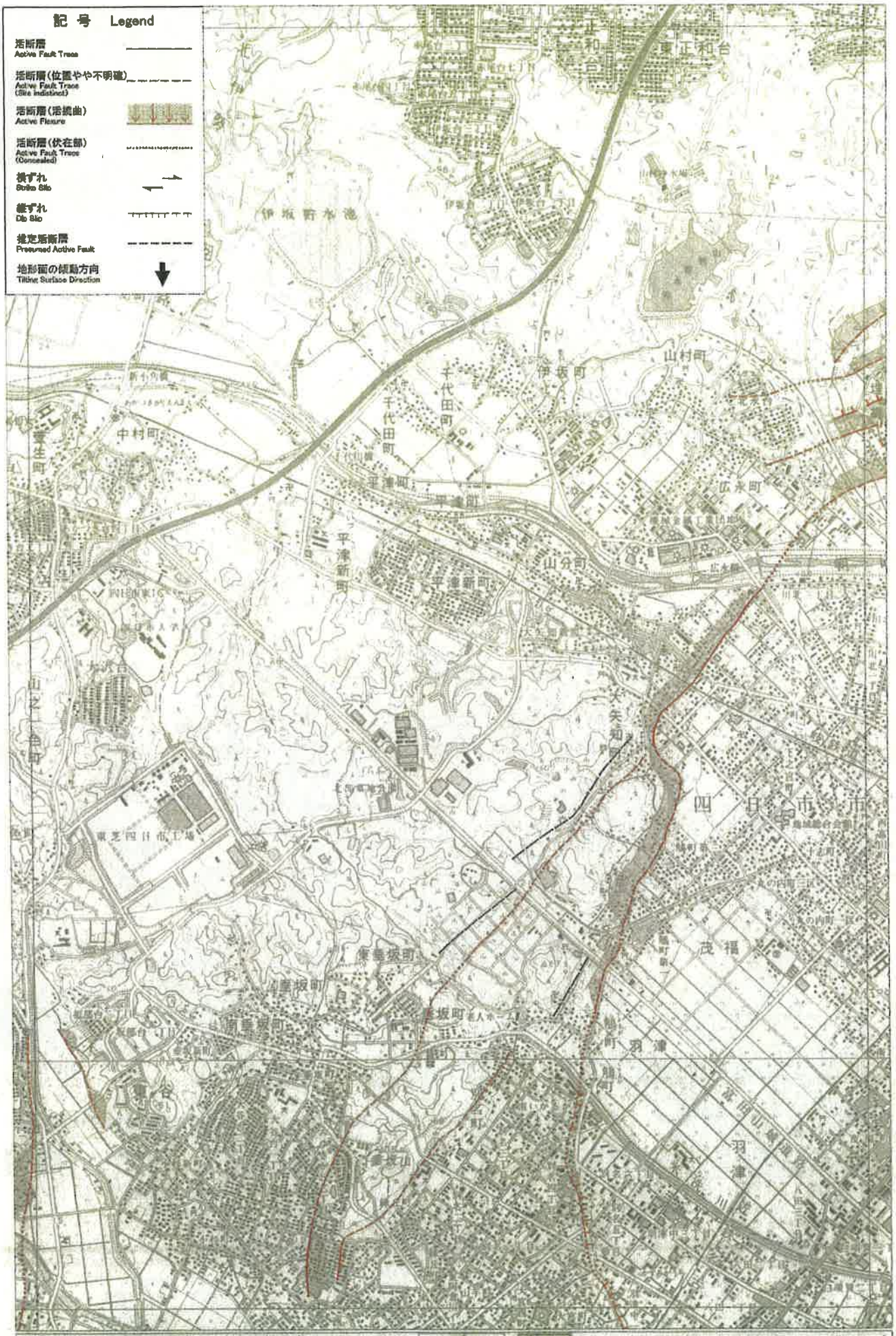

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

30. 垂坂

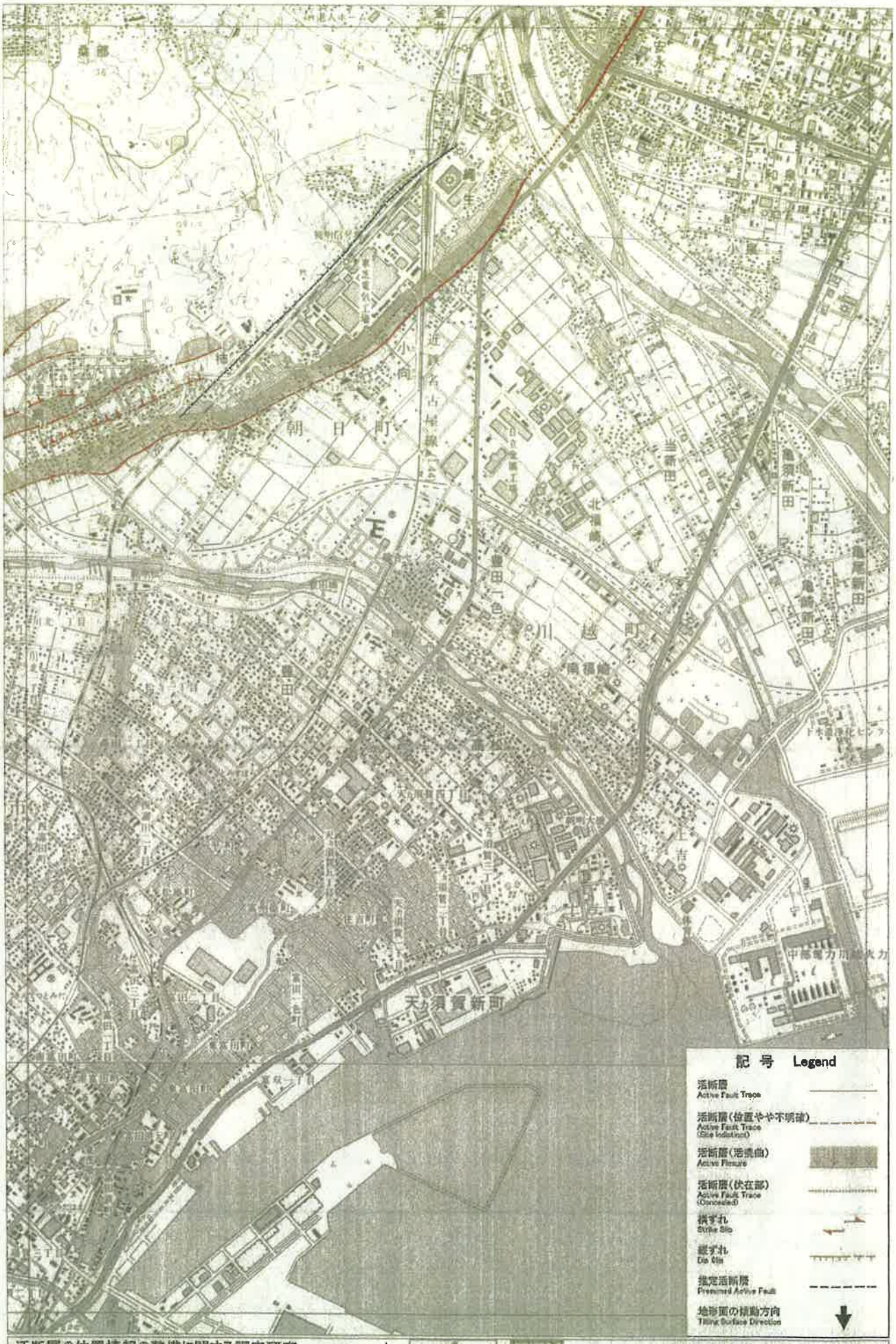

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

31. 朝日

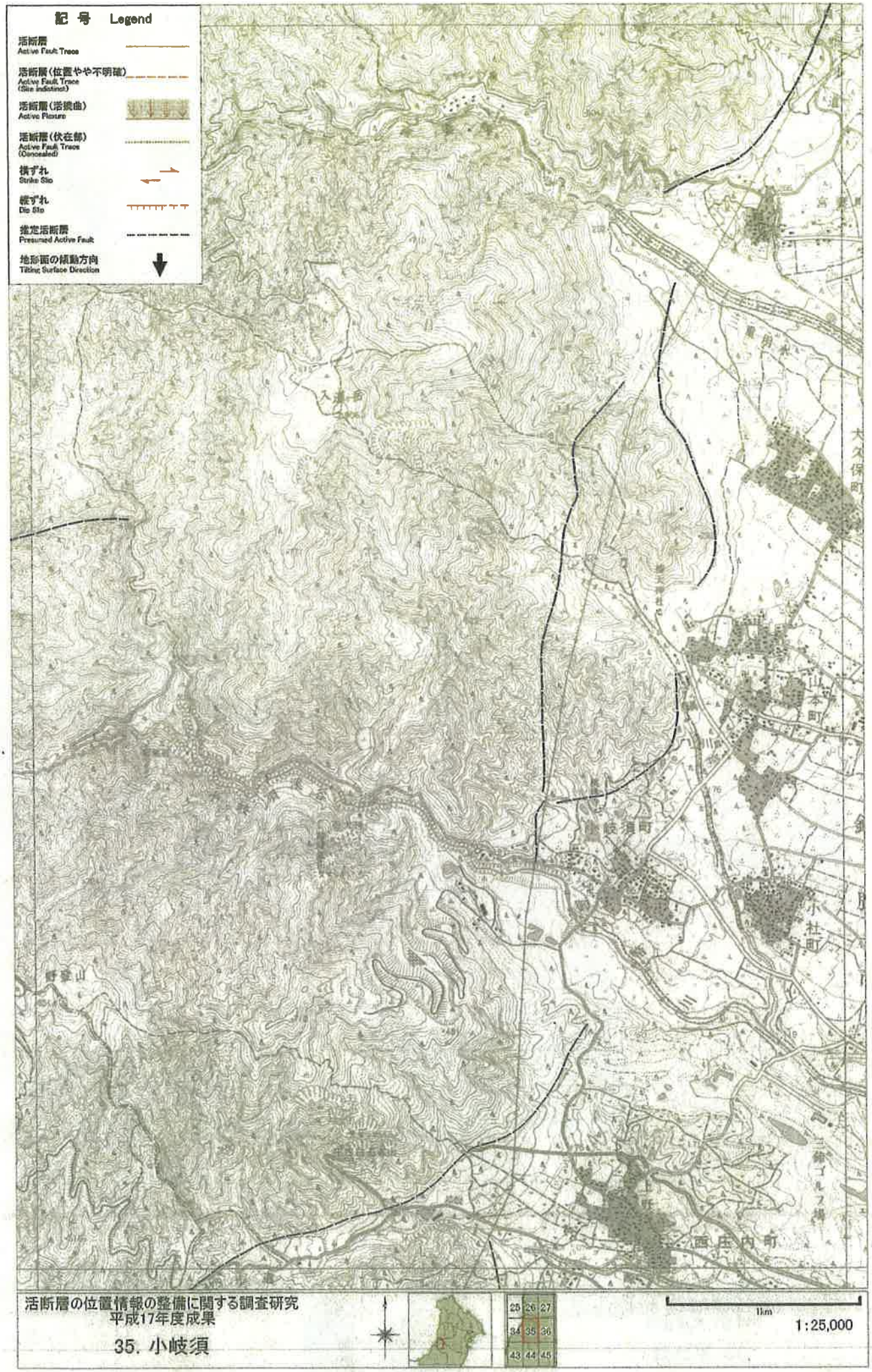

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

35. 小岐須

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

38. 東日野

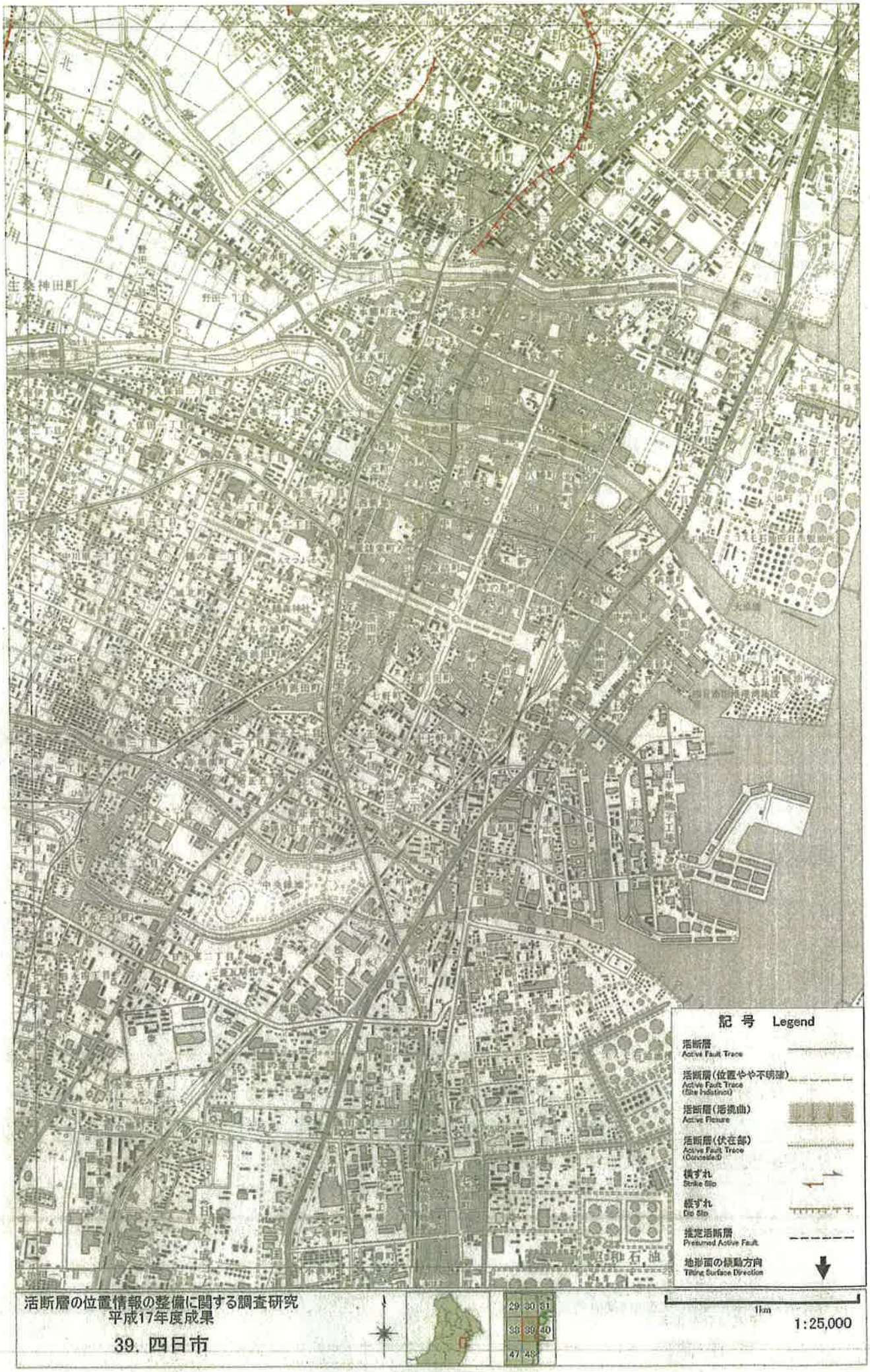

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

39. 四日市

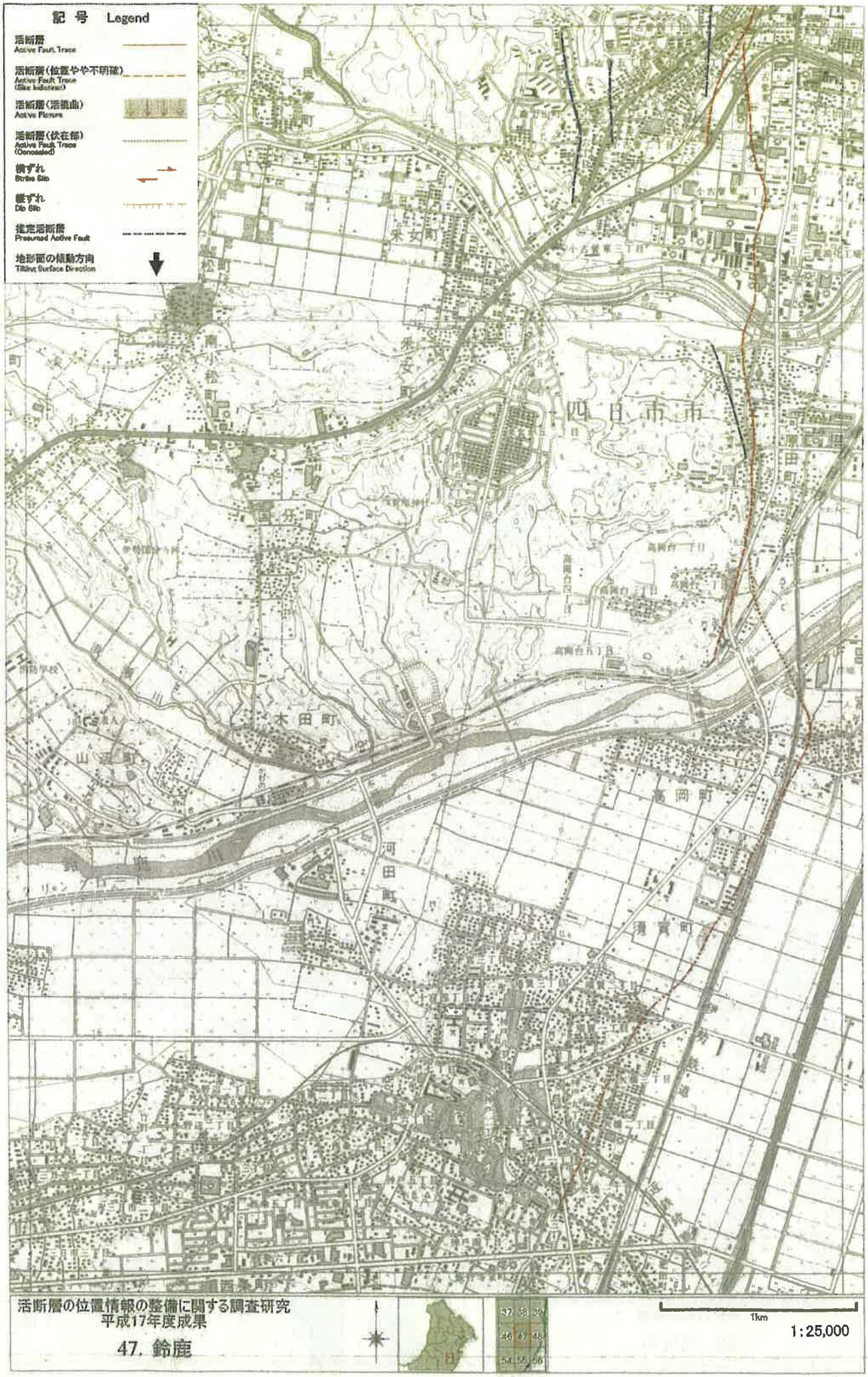

活断層の位置情報の整備に関する調査研究
平成17年度成果

47. 鈴鹿

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る 震災に強い社会づくり条例

中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）に係る「土地利用の適正化等」に関する規定が施行され、「特定活断層調査区域」の指定を行いました。【平成２５年８月３０日】

「特定活断層調査区域」内で、特定施設※を新築等する場合には県に届出が必要となります

■「土地利用の適正化等」の概要

中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生すれば、活断層の直上では、地表面のズレにより建築物等に大きな被害が生じます。

このため、条例では、活断層の調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定し、特定施設を新築等（新築、建て替え）する場合には、活断層の位置を確認し、その直上を避けていただくこととしています。

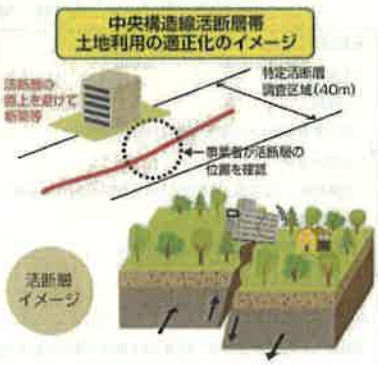

※県HP：「中央構造線活断層帯に係る土地利用の適正化　Ｑ＆Ａ」をご覧下さい。

http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700049/

※特定施設：「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」

特定施設については、裏面を参照してください

■届出の手続き

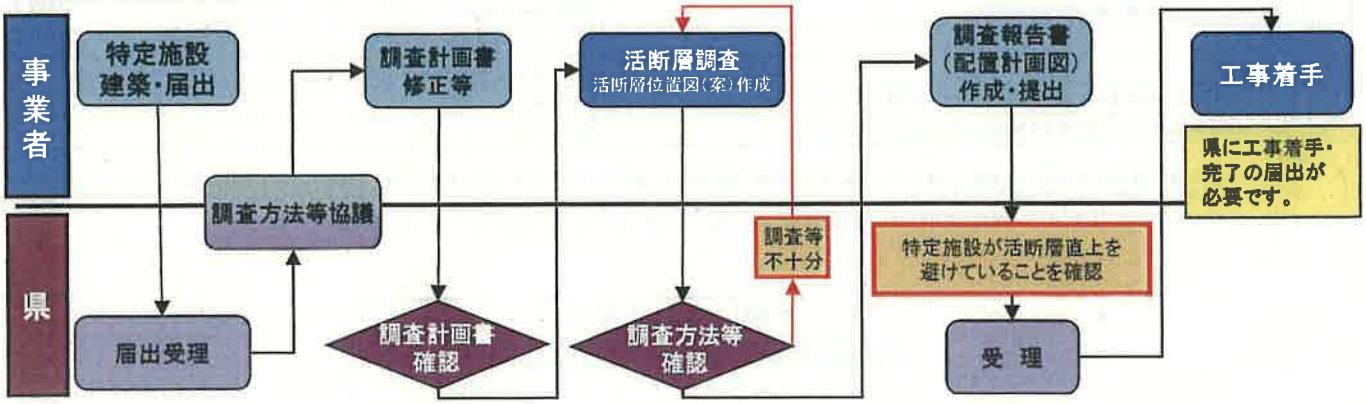

※無届出や未調査、活断層直上を避けない場合などは、勧告・公表の対象となります。

■特定施設一覧

◆多数の人が利用する建築物

	建　築　物	規　　模 階数及び用途面積（当該施設に供する部分の床面積の合計）
1	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	2階以上かつ500㎡以上
2	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校	2階以上かつ1，000㎡以上
3	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
4	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
5	高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校	3階以上かつ1，000㎡以上
6	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
7	病院、診療所（医療保護施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設を含む）	
8	劇場、観覧場、映画館及び演芸場	
9	集会場及び公会堂	
10	展示場	
11	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び卸売市場	
12	ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿営業に供する施設	
13	共同住宅、寄宿舎及び下宿	
14	事務所	
15	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
16	遊技場	
17	公衆浴場	
18	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
19	理容所、美容所	
20	不動産を営む店舗、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行業を営む営業所その他これらに類するサービス業を営む店舗	
21	銀行、貸金業者の営業所その他これらに類するもの	
22	工場	
23	自動車の駐車場又は船舶、航空機、バス若しくは鉄道の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
24	体育館	1階以上かつ1，000㎡以上
25	複合建築物（複数の用途の施設が存在する建築物）	建築物の規模が対象建築物の階数以上であり、かつ対象となる建築物の用途面積の合計が規制対象の用途面積以上となる場合に、対象施設として取り扱う

◆危険物を貯蔵する施設

	危　険　物	数　量
1	火薬類	
	①火薬	10トン以上
	②爆薬	5トン以上
	③工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
	④銃用雷管	500万個以上
	⑤実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
	⑥導爆線又は導火線	500キロメートル以上
	⑦信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
	⑧その他の火薬を使用した火工品	10トン以上
	⑨その他の爆薬を使用した火工品	5トン以上
2	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
3	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン以上
4	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上
5	マッチ	300マッチトン以上
6	可燃性のガス（7の項及び8の項に掲げるものを除く。）	2万立方メートル以上
7	圧縮ガス	20万立方メートル以上
8	液化ガス	2千トン以上
9	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン以上
10	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200トン以上

備考

1　この表の左欄に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵する場合においては、同表の右欄に掲げる数量は、貯蔵する同表の左欄に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ同表の右欄に掲げる数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1以上である場合の数量とする。

2　この表の6の項及び7の項の左欄に掲げる危険物に係るそれぞれの同表の右欄に掲げる数量は、温度が零度で圧力が1気圧の状態におけるものとする。

＜問い合わせ先＞
徳島県危機管理部南海地震防災課

TEL:088-621-2710　FAX:088-621-2849
Eメール：nankaijishinbousaika@pref.tokushima.lg.jp

○徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

平成二十四年十二月二十一日徳島県条例第六十四号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例をここに公布する。

目次

前文
第一章　総則(第一条―第十五条)
第二章　予防対策
　第一節　県民による予防対策(第十六条―第二十一条)
　第二節　自主防災組織による予防対策(第二十二条―第二十四条)
　第三節　学校等による予防対策(第二十五条―第二十七条)
　第四節　事業者による予防対策(第二十八条―第三十一条)
　第五節　県による予防対策及び市町村等との連携(第三十二条―第五十四条)
　第六節　特定活断層調査区域における土地利用の適正化等(第五十五条―第六十一条)
第三章　応急対策
　第一節　県民による応急対策(第六十二条―第六十四条)
　第二節　自主防災組織による応急対策(第六十五条)
　第三節　学校等による応急対策(第六十六条―第六十八条)
　第四節　事業者による応急対策(第六十九条―第七十一条)
　第五節　県による応急対策及び市町村等との連携(第七十二条―第七十七条)
第四章　復旧及び復興対策
　第一節　県民による復旧及び復興対策(第七十八条)
　第二節　自主防災組織による復旧及び復興対策(第七十九条)
　第三節　学校等による復旧及び復興対策(第八十条)
　第四節　事業者による復旧及び復興対策(第八十一条・第八十二条)
　第五節　県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携(第八十三条)

附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめたところである。

この大震災を教訓として、これからの震災対策について、地震及び津波による被害の発生を防ぐだけではなく、助かる命を助けることをはじめとして被害を最小化するという減災の考え方を基本に、あらゆる方策を複合的に講じる必要性が認識されるようになった。

また、震災の規模が大きいほど、県民が自らの安全を自ら守る自助、自主防災組織、ボランティア等が地域の安全を確保する共助及び県、市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせない。

本県では、広い範囲で甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震の切迫性が高まっており、更に、本県を東西に貫く中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧されている。

このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。

ここに、私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理

念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　震災　地震及び津波により生ずる被害をいう。

二　震災対策　震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの復旧及び復興を図るための対策をいう。

三　自主防災組織　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。

四　震災時要援護者　高齢者、障がい者、乳幼児等震災が発生した場合において特別な援護を要する者をいう。

五　学校等　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

（基本理念）

第三条　震災対策は、減災（震災を最小化することをいう。）を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、被災後の速やかな復興を目指して、実施されなければならない。

2　震災対策は、自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を基本として実施されなければならない。

3　震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画等の様々な視点及び震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

（県民の役割）

第四条　県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2　県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（自主防災組織の役割）

第五条　自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2　自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第六条　学校等の設置者又は管理者（以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2　学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条　事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全を確保するため、及び自らの事業を継続するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2　事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）
第八条　県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係者が実施する震災対策の支援及び総合調整を行うものとする。
2　県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、必要に応じて、震災対策に反映させるものとする。
（市町村との連携）
第九条　県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。
（震災対策に関する計画の作成等）
第十条　県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。
2　県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策を効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策の実施の手順を定めた要領を作成するものとする。
3　県は、市町村が行う当該市町村が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。
（震災対策に関する憲章）
第十一条　県は、県民、自主防災組織、事業者等の震災対策に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組の促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。
（徳島県震災を考える日等）
第十二条　県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。
2　徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。
3　県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。
（顕彰）
第十三条　県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。
（震災対策への県民等の意見の反映）
第十四条　県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策に反映させるものとする。
（財政上の措置）
第十五条　県は、震災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　予防対策

第一節　県民による予防対策

（震災対策等に関する知識の習得等）
第十六条　県民は、平常時から、震災及び震災対策に関する研修（以下「防災研修」という。）並びに震災の発生を想定した訓練（以下「防災訓練」という。）に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
2　県民は、県、市町村その他の関係者が提供する地域における震災及び震災対策に関する情報（以下「地域震災関連情報」という。）を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）に備え、自らが生活する地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認に努めるものとする。
3　震災発生時等において、通常用いる方法による帰宅が困難であると予想される者は、徒歩等により帰宅する場合の経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。
（避難の心構え）

第十七条　県民は、地震による崖崩れ、地滑り等の危険を察知した場合は、直ちに安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

2　県民は、強い又は継続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、直ちに近くの高台等の安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

（建築物等の安全性の確保）

第十八条　県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等から自らを含む利用者の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　県民は、震災の発生に備え、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

3　県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（物資の備蓄等）

第十九条　県民は、食糧、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要となる物資を直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

2　県民は、震災を未然に防止し、及び震災が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な消火器等の資機材の整備に努めるものとする。

（自主防災組織及び消防団等への参加）

第二十条　県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。

2　県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等の活動への積極的な参加に努めるものとする。

（震災時要援護者等からの情報提供）

第二十一条　震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供するよう努めるものとする。

2　法令又は他の条例若しくは市町村の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

第二節　自主防災組織による予防対策

（震災対策等に関する意識の啓発等）

第二十二条　自主防災組織は、地域住民等に対し、震災及び震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修及び防災訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する防災研修及び防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

2　自主防災組織は、地域震災関連情報を活用して、震災発生時等に備え、当該自主防災組織が活動する地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び当該地域の住民等への周知に努めるものとする。

（円滑かつ効果的な避難のための体制の整備）

第二十三条　自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難（地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。）を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

（資機材の備蓄等）

第二十四条　自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

第三節　学校等による予防対策

（防災教育の実施等）

第二十五条　学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災及び震災対策に関する教育（以下「防災教育」という。）並びに防災訓練の実施に努めるものとする。

（地域との連携）

第二十六条　学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2　学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が前項の避難場所として指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

3　学校等の設置者等は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して防災訓練を実施する等、地域と一体となって、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

（学校等の施設等の安全性の確保）

第二十七条　学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から幼児、児童、生徒等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の計画的な耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

第四節　事業者による予防対策

（防災研修の実施等）

第二十八条　事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修及び防災訓練の実施に努めるものとする。

2　法令等に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設（以下「要援護者関連施設」という。）の設置者又は管理者は、震災時要援護者に関する避難計画の作成及び防災訓練の実施に努めるものとする。

（事業活動を継続するための計画の作成等）

第二十九条　事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の作成に努めるものとする。

2　事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

（地域との連携）

第三十条　事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2　事業者は、市町村、自主防災組織等が実施する防災研修及び防災訓練への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

（事業者の施設等の安全性の確保）

第三十一条　事業者は、その所有する施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から来所者、従業員等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

2　上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設及びこれらに附帯する設備（以下「ライフライン関連施設等」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設等について、地震及び津波に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節　県による予防対策及び市町村等との連携

（震災対策等に関する知識の普及等）

第三十二条　県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

2　県は、市町村その他の関係者と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。

3　県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等の震災に適切に対応する能力を向上させるため、様々な震災を想定した防災訓練を行うものとする。

4　県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知識の普及及び人材の育成を図るものとする。

（情報伝達体制の整備）

第三十三条　県は、震災発生時等における気象状況、被害の発生状況、避難の状況その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段の確保に努めるものとする。

2　県は、市町村、報道機関その他の関係者と連携して、震災発生時等において必要となる情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。

3　県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

（行政機能の低下への対応）

第三十四条　県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要となる応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するものとする。

2　県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめるための業務継続計画が作成されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（自主防災組織の結成の促進に対する支援等）

第三十五条　県は、市町村が行う自主防災組織の結成の促進並びに防災研修及び防災訓練を行う自主防災組織に対する支援について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2　県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。

3　県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的な役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。

4　県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

（避難計画の作成についての支援等）

第三十六条　県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2　県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

（避難所の運営体制の整備）

第三十七条　県は、市町村が避難所として使用される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して行う避難所の運営基準の作成について、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2　県は、市町村その他の関係者と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

（応急仮設住宅の確保）

第三十八条　県は、応急仮設住宅の確保について、市町村その他の関係者と連携して、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行うとともに、応急仮設住宅の建設が円滑に行われるよう、その標準的な仕様を定めるものとする。

2　県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅、民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。

3　県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。

4　県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設の候補地を選定するものとする。

（震災時要援護者の支援体制の整備等に対する支援）

第三十九条　県は、市町村が行う震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2　県は、市町村が行う福祉避難所（避難所であって、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（医療救護体制の整備等）

第四十条　県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関並びに当該医療機関を支援し、及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、本県における医療機能の充実及び強化に努めるものとする。

2　県は、震災の発生後直ちに救命活動が開始できる機動性を持った医療チーム及び被災地の医療体制の支援を行う医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。

3　県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる医薬品の調達体制を整備するものとする。

4　県は、市町村が行う震災発生時等における医療救護体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資等の調達体制の整備）

第四十一条　県は、市町村と連携して、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検並びに関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる物資等の調達体制を整備するものとする。

（救援物資の輸送体制の整備等）

第四十二条　県は、市町村と連携して、震災発生時等において、救援物資を迅速かつ的確に避難所等に輸送できる体制を整備するものとする。

2　県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

（他の都道府県等との協定の締結）

第四十三条　県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策に必要な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

（公衆衛生の確保のための体制の整備）

第四十四条　県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、震災が発生した場合における感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

（防火及び防犯の体制の強化）

第四十五条　県は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

（緊急輸送体制の整備）

第四十六条　県は、市町村その他の関係者と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送(以下「緊急輸送」という。)の体制を整備するものとする。

2　県は、その管理する緊急輸送路(緊急輸送のために必要となる道路、港湾、漁港及び飛行場をいう。以下同じ。)の整備並びに緊急輸送のために必要となる物資等の集積を行う場所及びヘリポートの確保等に努めるものとする。

3　県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急輸送路を管理する者に対し、当該緊急輸送路の整備を求めるものとする。

4　県は、緊急輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備の促進に努めるものとする。

(孤立地区対策に対する支援)

第四十七条　県は、市町村が孤立地区(震災が発生した場合に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。)における通信の途絶に備えるため行う情報の収集及び伝達の手段の確保について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2　県は、市町村が行う地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第四十八条　県は、市町村その他の関係者と連携して、震災が発生した場合におけるボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。

2　県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

3　県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(震災対策の拠点となる建築物の安全性の確保等)

第四十九条　県は、その管理する震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、地震及び津波に対する安全性を確保するため、計画的な耐震性の向上、浸水を防止するための対策等に努めるとともに、当該建築物が被害を受けた場合に備えるため、その機能を代替する建築物の選定に努めるものとする。

2　県は、その管理する建築物内において来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(建築物等への避難機能の付与等)

第五十条　県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害の状況に基づき、県の管理する建築物等への避難上必要な機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の地域住民等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(公共土木施設の整備等による被害の軽減対策)

第五十一条　県は、その管理する河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、公園等の公共土木施設について、震災対策の観点から、計画的な整備及び適正な維持管理に努めるものとする。

2　県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。

3　県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努めるものとする。

(津波防災地域づくりの推進)

第五十二条　県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号。以下「津波防災法」という。)第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町村と連携して、津波防災法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域(以下「津波災害特別警戒区域」という。)を速やかに指定するとともに、その効果を検証し、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

2　県は、市町村による津波防災法第十条第一項に規定する推進計画(以下「推進計画」という。)の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、

これらに係る指針を作成するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

3　県は、市町村が推進計画に基づき建築物等の移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

4　県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

（建築物等の耐震診断等の促進）

第五十三条　県は、市町村と連携して、建築物及び家具等の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断及び耐震改修並びに当該家具等の転倒を防止するための対策等の促進に努めるものとする。

（事業活動を継続するための計画の作成の促進等）

第五十四条　県は、事業者による事業活動を継続するための計画の作成の促進に努めるものとする。

2　県は、津波による海水の浸入のために農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた塩害を除去するための対策等を検討し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を作成するものとする。

第六節　特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

（特定活断層調査区域の指定等）

第五十五条　知事は、特定活断層（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査区域として指定することができる。

2　知事は、前項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3　知事は、第一項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、その旨及び指定の区域を徳島県報で公示しなければならない。

4　知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5　特定活断層調査区域の指定は、第三項の規定による公示によってその効力を生ずる。

6　知事は、第一項の規定による特定活断層調査区域の指定の理由がなくなったと認めるときは、当該特定活断層調査区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

7　第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。

8　県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

（特定活断層調査区域における土地利用の適正化等）

第五十六条　特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。

一　学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であって規則で定めるもの

二　火薬類、石油類その他の危険物であって規則で定めるものを貯蔵する施設

2　特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う場合にあっては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　特定施設の名称及び所在地

三　特定施設の用途

四　その他規則で定める事項

3　前項の規定による届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
4　第二項の規定による協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類(以下「調査報告書等」という。)を知事に提出しなければならない。
5　第二項の規定による届出若しくは協議又は前項の規定による調査報告書等の提出(以下「届出等」という。)をした者は、当該届出等に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
6　宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び前各項に規定する内容を説明するよう努めるものとする。
第五十七条　県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該建築物の新築等を避けなければならない。
2　県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等(以下「譲渡等」という。)をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨及び前条第一項から第五項までに規定する内容を説明しなければならない。
3　県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
(工事又は開発行為の着手又は完了の届出)
第五十八条　第五十六条第二項の規定による協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(報告の徴収及び立入調査)
第五十九条　知事は、第五十六条、前条、次条及び第六十一条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定施設若しくは当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為が行われている場所に立ち入り、当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(勧告)
第六十条　知事は、第五十六条第一項の規定による特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、同条第二項の規定による届出又は協議をしなかった者、同条第四項の規定による調査報告書等の提出をしなかった者及び同条第五項の規定による届出又は協議をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
2　知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(公表)
第六十一条　知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。
2　知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第三章　応急対策

第一節　県民による応急対策

（避難等）

第六十二条　県民は、地震の揺れを感知したときは、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるとともに、津波、崖崩れ等の発生が予測される場合には、自らの安全を確保するため、直ちに安全な場所に避難するものとする。

2　県民は、避難の勧告又は指示が行われた場合には、円滑に避難するとともに、当該勧告又は指示が解除されるまでの間は、避難を継続するものとする。

3　避難所を利用する者は、第三十七条第一項に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むよう努めるものとする。

（緊急通行車両等の通行の確保）

第六十三条　県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）及び震災時要援護者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

（危険建築物等からの避難等）

第六十四条　県民は、地震により倒壊等、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物その他の工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難するものとする。

2　危険建築物等の所有者又は管理者は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3　建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊等の危険性及び建築物の一部等の落下又は転倒の危険性を判定することをいう。）に協力するものとする。

第二節　自主防災組織による応急対策

第六十五条　自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難についての支援、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

第三節　学校等による応急対策

（生徒等の安全の確保）

第六十六条　学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

（避難所の運営についての支援）

第六十七条　学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、当該避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

（学校等における教育活動等の再開準備）

第六十八条　学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

第四節　事業者による応急対策

（来所者等の安全の確保）

第六十九条　事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全を確保するため、自主防災組織その他の関係者と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を実施するよう努めるものとする。

（帰宅困難者等への支援）

第七十条　事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、避難及び震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

（二次的な被害の防止）

第七十一条　危険物等（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、危険物等を取り扱う施設の点検及び応急措置を行い、その安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係者及び周辺住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

第五節　県による応急対策及び市町村等との連携

（応急対策のための体制の確立等）

第七十二条　県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係者と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。

2　県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

（情報伝達体制の確立等）

第七十三条　県は、震災及び震災対策に関する情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

2　県は、収集した震災及び震災対策に関する情報を総合的に分析した上で、県民等への周知を図るため、市町村、報道機関その他の関係者に必要な情報を速やかに提供するものとする。

（緊急輸送の確保等）

第七十四条　県は、市町村その他の関係者と連携して、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

2　県は、応急対策が的確に実施されるよう緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村その他の関係者と必要な調整を図るものとする。

（応急対策の実施に係る応援等）

第七十五条　県は、災対法第六十八条の規定に基づく市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

（自主防災組織等への支援体制の確立）

第七十六条　県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策が円滑に実施されるよう支援するために必要な体制を確立するものとする。

（心のケアの体制の確立）

第七十七条　県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助の活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助の活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び当該状態の予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立するものとする。

第四章　復旧及び復興対策

第一節　県民による復旧及び復興対策

第七十八条　県民は、自らが震災からの復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県、市町村その他の関係者と連携して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努めるものとする。

第二節　自主防災組織による復旧及び復興対策

第七十九条　自主防災組織は、震災からの復旧及び復興に際して、地域社会の再生に貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する当該復旧及び復興に関する対策に協力するよう努めるものとする。

第三節　学校等による復旧及び復興対策

第八十条　学校等の設置者等は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

第四節　事業者による復旧及び復興対策

（ライフライン関連施設等の復旧）

第八十一条　ライフライン関連施設等の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係者と連携して、速やかに当該ライフライン関連施設等の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

（雇用の場の確保等）

第八十二条　事業者は、震災からの復旧及び復興に際して、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努めるものとする。

第五節　県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携

第八十三条　県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。

2　県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章第六節の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年条例第五六号）

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附　則（平成二七年条例第一二号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成二七年四月一日）

資料 23

警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例化）について

（福岡市建築基準法施行条例の改正）

1．趣旨

福岡市は、警固断層帯南東部に着目し、長期的な視点に立って耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、警固断層帯南東部に近い一定の区域において、これから新しく建築される中高層の建築物についての耐震性能を強化し、建築物の安全性を高めていただくよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正しました。（平成２０年１０月１日より施行）

2．背景

平成１９年３月地震調査研究推進本部地震調査委員会（事務局：文部科学省）が警固断層帯に関する長期評価を発表しました。

それによると、警固断層帯南東部で地震が今後３０年以内に発生する確率は、０．３～６％で、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになります。

平成１７年３月に発生した福岡県西方沖地震の影響により、警固断層帯南東部の活動を促進する可能性もあるといわれています。

警固断層帯南東部の特性

・断層長さ	約２７ｋｍ
・断層のタイプ	左横ずれ断層
・過去の活動時期	約4,300～3,400年前
	約8,900～7,400年前
・平均活動間隔	約3,100～5,500年
・地震の規模	マグニチュード７.２
・地震発生確率（今後30年以内）	0.3～6%

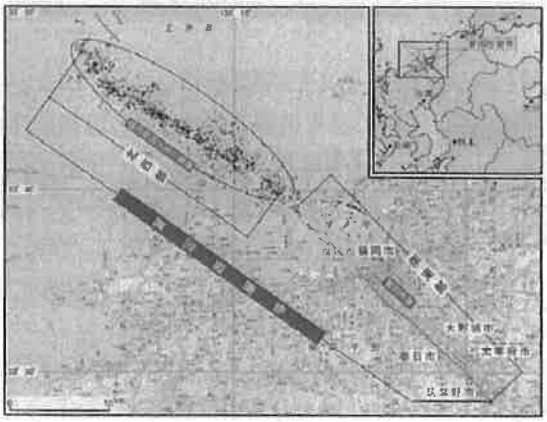

3．改正の概要

現行の建築基準法は、極めて希に発生する大地震（震度６強以上の揺れ）に対して人命保護の観点から、「建築物が倒壊・崩壊しない」耐震性能を求めており、昭和56年以降の新耐震基準による建築物は、震度６強以上の揺れの大地震に対して、最低限の耐震性能は有しています。

しかしながら、警固断層帯南東部に起因した地震が発生した場合、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）など過去の地震の被害状況からみて、極めて低い確率ではありますが、新耐震基準の建築物の倒壊等の可能性を否定できません。また、警固断層帯南東部は福岡市の都市機能が集積している都心部を縦断しています。

このため、①倒壊等による人的被害の可能性を極小化する。②本市の都心機能の保全を図る。以上２つの観点から、長期的な視点にたって、一定の区域において、条例制定後、新築，改築される一定規模以上の建築物について，耐震性能を強化（上乗せ）することにより、建築物の安全性を高め、かつ、都心機能の保全を図っていきます。

４．改正の内容

（１）大地震時における設計地震力を上乗せする区域の設定（第６条の２第１項）

別表１（別図１参照）

（根拠）

①揺れやすさマップ（別図２）で計測震度6.4（震度６強で一番強い震度）が大半（75％以上）を占める区域

②警固断層帯南東部直上の区域

③土地が高度利用されている区域（容積率６００％以上）

（２）対象建築物及び設計地震力の上乗せ基準の設定（第６条の２第１項）

高さが２０メートルを超える建築物で、次に定める構造計算を行う場合は、現在の地域係数（Ｚ）を、その数値に1.25を乗じたもの（Ｚ＝1.0）とするよう努めなければならない。

①施行令第81条第１項の規定により適用される構造計算

・時刻歴応答解析（高さが６０メートルを超える建築物）

②施行令第81条第２項第１号イ、ロ又は同項第２号ロに規定される構造計算

・必要保有水平耐力計算・限界耐力計算・エネルギー法

（参考）地域係数（Ｚ）

福岡＝０.８

大地震が起こる可能性が高い地域（関東，東南海地域等）＝１.０

（３）建築計画概要書への記載の義務づけ（第６条の２第２項）

建築計画概要書に対象建築物であるかどうかを記載し、1.25を乗じた場合その旨記載させる。

（４）新築・改築する場合のみに適用（６条の２第３項）

建築物を新たに新築・改築する場合に適用するもので、既存建築物の増築、大規模の修繕、用途変更などには適用しない。

【条例第６条の２抜粋】

（中高層の建築物の構造耐力）

第６条の２　別表第１に掲げる区域においては、高さが20メートルを超える建築物について次に掲げる構造計算を行う場合は、施行令第88条第１項に規定する国土交通大臣が定める数値に替えて、当該数値に１．２５を乗じて得た数値を用いるよう努めなければならない。

（１）施行令第81条第１項に規定する基準に係る構造計算

（２）施行令第81条第２項第１号イ若しくはロ又は同項第２号ロに規定する構造計算

２　前項に規定する場合においては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第３号様式による建築計画概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）前項の規定による構造計算を行うよう努めるべき建築物であること。

（２）前項の規定による構造計算を行った場合は、その旨

３　法第３条第２項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物の部分(第37条において「建築物等」という。)について増築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合は、前２項の規定は、適用しない。

資料24

災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1．防災に関する責務の明確化

○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務　ー防災に関する計画の作成・実施、相互協力等

○住民等の責務　ー自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2．防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

○国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部

○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3．防災計画ー計画的防災行政の整備・推進

○中央防災会議：防災基本計画

○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画

○都道府県・市町村：地域防災計画

4．災害対策の推進

○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定

▶市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与

＜市町村は防災対策の第一次的責務を負う＞

5．財政金融措置

○【原則】実施責任者負担

○【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等

→激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6．災害緊急事態

○災害緊急事態の布告　⇒*緊急災害対策本部の設置*

○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定）

災害対策基本法

１．制定の背景及び趣旨

災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法である。

この法律の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について充分考慮されないままに作用していたため、防災行政は充分な効果をあげることができなかった。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたものであり、阪神・淡路大震災後の平成７年には、その教訓を踏まえ、２度にわたり災害対策の強化を図るための改正が行われている。

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いている。

２．法の概要

①防災に関する責務の明確化

国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があり、住民等についても、自発的な防災活動参加等の責務が規定されている。

②総合的防災行政の整備

防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関として、国、都道府県、市町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議を設置することとされている。

災害発生又はそのおそれがある場合には、総合的かつ有効に災害応急対策等を実施するため、都道府県又は市町村に災害対策本部を設置することとされている。非常災害発生の際には、国においても、非常（緊急）災害対策本部を設置し、的確かつ迅速な災害応急対策の実施のための総合調整等を行う。

③計画的防災行政の整備

中央防災会議は、防災基本計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、指定公共機関等が作成する防災業務計画及び都道府県防災会議等が作成する地域防災計画において重点をおくべき事項等を明らかにしている。

④災害対策の推進

災害対策を災害予防、災害応急対策及び災害復旧という段階に分け、それぞれの段階毎に、各実施責任主体の果たすべき役割や権限が規定されている。具体的には、防災訓練義務、市町村長の警戒区域設定権、応急公用負担、災害時における交通の規制等についての規定が設けられている。

⑤激甚災害に対処する財政援助等

災害予防及び災害応急対策に関する費用の負担等については、原則として、実施責任者が負担するものとしながらも、特に激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助、被災者に対する助成等を行うこととされている。これを受け、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が制定された。

⑥災害緊急事態に対する措置

国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は災害緊急事態の布告を発することができるものとされ、国会が閉会中等であっても、国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保する緊急の必要がある場合には、内閣は金銭債務の支払いの延期等について政令をもって必要な措置をとることができるものとされている。

資料 25

三重県条例第八号

三重県防災対策推進条例

平成二十一年二月十六日

三重県知事　野　呂　昭　彦

三重県防災対策推進条例

三重県地震対策推進条例（平成十六年三重県条例第三号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章　総則（第一条―第十一条）

第二章　災害予防対策

第一節　県民の責務（第十二条―第十九条）

第二節　自主防災組織の責務（第二十条―第二十四条）

第三節　事業者の責務（第二十五条―第二十九条）

第四節　県の責務及び市町の役割（第三十条―第五十条）

第三章　災害応急対策

第一節　県民の責務（第五十一条―第五十五条）

第二節　自主防災組織の責務（第五十六条・第五十七条）

第三節　事業者の責務（第五十八条―第六十条）

第四節　県の責務及び市町の役割（第六十一条―第七十一条）

第四章　災害復旧復興対策（第七十二条―第七十五条）

第五章　雑則（第七十六条・第七十七条）

附則

三重県では、これまで伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。さらに近年にあっては、東海地震、東南海地震、南海地震等の大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

もとより、地震対策を始めとする防災対策は、着実に進められてきたところである。しかし、人々の防災意識は風化しがちであることに加え、高齢者等の災害時要援護者の増加、家族形態の変化及び地域の結び付きの希薄化等による地域防災力の低下、孤立地区に関する問題等解決すべき課題は多く、災害に対する備えはいまだ万全とは言えない。

このような状況にかんがみて、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」並びに県、市町及び防災関係機関が担う「公助」の理念に基づいて、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を積極的に果たしていくことが必要であり、災害時に地域がどのような被害を受けるのか、また災害を乗り越え、どのような地域づくりを行っていくのかを、それぞれが事前に考え、防災対策を進めていくことが重要である。

ここに、三重県はこれまで地震対策ではぐくんだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体と共に力を合わせて、防災対策を総合

的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。

二　防災対策　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図るための対策をいう。

三　自主防災組織　地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

四　防災関係機関　国、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

五　災害発生時等　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

六　災害時要援護者　高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害発生時等に情報収集又は避難に支援を要する者をいう。

七　地形等災害関連情報　地形、地質、過去の災害及び予測される被害についての情報をいう。

八　避難準備情報　住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に対して早期に避難を求めるために市町が発表する情報をいう。

（基本理念）

第三条　防災対策は、県民が自らの身の安全は自ら守る自助を実践した上で、自らの地域は皆で守る共助に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う公助を基本として実施されなければならない。

２　防災対策は、県民、自主防災組織、事業者及び県がそれぞれの責務を、市町がその役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

（県民の責務）

第四条　県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

２　県民は、地域において自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災対策を実施する団体（以下「防災ボランティア等」という。）が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

第五条　自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民、事業者及び防災ボランティア等（以下「地域住民等」という。）と連携して、地域における防災対策を実施するよう努めなければならない。

2　自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災対策を実施するよう努めなければならない。

2　事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（県の責務）

第七条　県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、組織及び機能のすべてをあげて、防災対策に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

2　県は、市町が基礎的な地方公共団体として防災に関する計画を実施する責務を有することにかんがみ、市町との緊密な連携の下に防災対策を推進しなければならない。

3　県は、市町が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関が実施する防災対策について総合調整を行うものとする。

4　県は、地域の特性に応じた災害を想定し、その災害の特性に応じた防災対策を推進しなければならない。

5　県は、防災対策に関する調査及び研究を行い、その成果を公表しなければならない。

（市町の役割）

第八条　市町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携して、防災対策の推進に努めるものとする。

（財政上の措置等）

第九条　県は、防災対策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（計画の策定及び防災対策の推進）

第十条　三重県防災会議（災害対策基本法第十四条第一項の規定により設置された都道府県防災会議をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災本部（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十七条第一項の規定により設置された石油コンビナート等防災本部をいう。）は、第七条第五項の成果を勘案して必要があると認めるときは、当該成果を三重県地域防災計画（災害対策基本法第四十条第一項の規定により策定された都道府県地域防災計画をいう。）又は三重県石油コンビナート等防災計画（石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項の規定により策定された石油コンビナート等防災計画をいう。）（以下この条において「地域防災計画等」という。）に反映しなければならない。

2　県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

3　県は、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等と

連携して、地域防災計画等及び前項の事業計画に基づき防災対策を的確かつ円滑に推進しなければならない。

（みえ風水害対策の日及びみえ地震対策の日）

第十一条　県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等が、災害及び防災対策に関する理解を深めるとともに、防災対策の一層の充実を図るため、次に掲げる日を設ける。

一　みえ風水害対策の日　九月二十六日

二　みえ地震対策の日　十二月七日

第二章　災害予防対策

第一節　県民の責務

（防災知識の習得等）

第十二条　県民は、防災訓練、防災対策に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に積極的に参加し、災害及び防災対策に関する知識の習得並びに地形等災害関連情報その他の災害及び防災対策に関する情報（以下「災害等に関する情報」という。）の収集に努め、これらを防災対策を実施する際に活用するよう努めなければならない。

２　県民は、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路及び避難方法について家庭及び地域で確認し合うとともに、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参画し、地域における災害予防対策（災害の発生又は拡大を未然に防止するための対策をいう。第十四条第一項及び第二十四条において同じ。）の実施に努めなければならない。

（建築物の耐震性の確保）

第十三条　建築物の所有者は、地震による当該建築物の倒壊等を防止するため、必要な耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。第四十二条において同じ。）又は耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。第四十二条において同じ。）その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家庭における災害予防対策）

第十四条　県民は、災害発生時等に備え、家具等の転倒防止、消火器等の設置、飲料水、食料、医薬品等の備蓄その他の家庭における災害予防対策の実施に努めなければならない。

２　県民は、災害発生時等において、ラジオ、テレビジョン等により情報収集の手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう努めなければならない。

（帰宅困難者となった場合の対応）

第十五条　災害発生時等において、通常用いる方法により自宅に帰ることが困難であると予想される者（第六十条及び第六十六条において「帰宅困難者」という。）は、あらかじめ、徒歩等による帰宅経路の確認、家族、隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のための必要な準備を行うよう努めなければならない。

（災害時要援護者からの情報提供）

第十六条　災害時要援護者は、自主防災組織又は市町に対して、情報収集又は避難の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

（落下危険物等の安全性の確保）

第十七条　建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下この項において「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。第四十四条において同じ。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

2　コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下この項及び第四十四条において「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。

3　自動販売機を設置しようとする者は、当該自動販売機について、災害が発生した場合に転倒により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げないよう規則で定める基準により設置するよう努めなければならない。

4　既設の自動販売機の所有者又は管理者は、当該自動販売機について、災害に対する安全性を確保するため、据付けの方法の改善その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（文化財等の安全性の確保）

第十八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により重要文化財として指定された建築物その他の規則で定めるもののうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下この条において「文化財等」という。）の所有者又は管理者は、当該文化財等について、災害に対する安全性を確保するため、文化財保護法その他の法令及び条例の規定に違反しない限りにおいて、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（適正な森林の管理）

第十九条　森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、災害に強い県土の形成を図るため、適正に森林を管理するとともに、県、市町及び国が推進する治山のための対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第二節　自主防災組織の責務

（防災意識の啓発）

第二十条　自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して、防災訓練等を行うとともに、その構成員を地域住民等、県、市町及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

（地形等災害関連情報の確認等）

第二十一条　自主防災組織は、地域住民等、県、市町及び防災関係機関が提供する地形等災害関連情報を確認し、かつ、防災対策に関する情報を活用するとともに、当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握しておくよう努めなければならない。

2　自主防災組織は、地形等災害関連情報、避難場所、避難経路及び避難方法を掲載した地図を作成するとともに、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めなければならない。

（物資及び資機材の備蓄等）

第二十二条　自主防災組織は、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害が発生した場合の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めなければならない。

（災害時要援護者への支援体制）

第二十三条　自主防災組織は、あらかじめ、県、市町、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害発生時等における地域の災害時要援護者の情報収集及び避難の支援を行うための体制を整備するよう努めなければならない。

（避難の勧告等への対応の準備）

第二十四条　自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備情報の発表があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。

第三節　事業者の責務

（事業所内の安全の確保等）

第二十五条　事業者は、災害が発生した場合に備え、事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するための対策を実施するよう努めなければならない。

2　事業者は、災害発生時等に備え、事業所の施設及び設備の災害に対する安全性の確保、飲料水、食料、医薬品等の備蓄並びに応急的な措置に必要な資機材の整備に努めなければならない。

3　事業者は、その規模及び業態に応じて事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画を策定するよう努めなければならない。

（防災教育の実施等）

第二十六条　事業者は、従業員に対して、防災教育を実施するとともに、防災訓練等への参加の機会を確保するよう努めなければならない。

（地域の災害予防への寄与）

第二十七条　事業者は、地域住民等及び自主防災組織と連携して、従業員の防災訓練等への参加その他の地域における災害予防に寄与するよう努めなければならない。

（生活に不可欠な施設等の安全性の確保）

第二十八条　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設若しくは処理施設又は電気通信事業の用に供する施設（第四十三条及び第五十九条において「生活に不可欠な施設」という。）の所有者、管理者、設置者又は占有者は、当該施設及びこれに附帯する設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（危険物取扱施設等の安全性の確保）

第二十九条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七号に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物

取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項及び第三項に規定する毒物、同条第二項に規定する劇物その他これらに類する危険物又は有害物質のうち、災害が発生した場合に人の生命、身体又は財産を害するおそれのあるもの（第五十四条第二項第六号において「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設及び設備の所有者、管理者又は占有者は、当該施設及び設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

第四節　県の責務及び市町の役割

（防災教育の充実等）

第三十条　県は、市町及び防災関係機関と連携して、家庭及び地域における防災対策が自主的かつ積極的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実を図るとともに、防災対策に関する広報活動を積極的に実施し、県民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

２　県は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、市町、防災関係機関及び県外の地方公共団体と連携して、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の参加を得た防災訓練等を行わなければならない。

（職員への防災訓練等）

第三十一条　県は、災害発生時等において、職員が迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を行い、職員の防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

（災害時要援護者の支援体制の整備）

第三十二条　市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害時要援護者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

２　県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（防災情報の収集及び伝達体制の整備）

第三十三条　県は、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携して、災害発生時等における被害、避難その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達の体制を整備するものとする。

２　県は、市町と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の発表に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。

（物資及び資機材の備蓄等）

第三十四条　県は、災害応急対策（災害発生時等に災害の発生を防禦（ぎょ）し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための対策をいう。以下同じ。）に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検する場合には、市町と連携して行うよう努めなければならない。

（緊急地震速報に関する啓発）

第三十五条　県は、市町、国及び緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条に規定する地震動警報及び地震動予報をいう。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。）にかかわる団体と連携して、緊急地震速報の利用方法について、県民に啓発を行うよう努めなければならない。

（地形等災害関連情報の収集、提供等）

第三十六条　市町は、災害が発生した場合に備え、住民、自主防災組織及び事業者が防災対策を実施することができるよう地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集し、これらを適切に提供するよう努めるものとする。

2　市町は、災害等に関する情報を掲載した地図を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3　県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（避難計画の策定）

第三十七条　市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定にかかわる団体と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2　県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（津波被害等の対策）

第三十八条　県は、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水により生じる被害（次項において「津波被害等」という。）の発生が予想される区域において、その管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理に努めなければならない。

2　知事は、前項の区域において、津波被害等の発生を防止するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する堤防、防潮堤、水門、避難路等の整備及び適正な維持管理を行うよう求めるものとする。

3　県は、市町及び防災関係機関と連携して、津波、洪水、高潮、波浪及び浸水に関する情報の連絡体制の整備並びに迅速な避難のための啓発を行うよう努めなければならない。

（土木施設の安全性の確保）

第三十九条　県は、その管理する道路、公園、河川、港湾その他の土木施設の災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行い、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する道路、鉄道、公園、河川、港湾その他の土木施設の点検又は改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（防災上重要な建築物等の安全性の確保）

第四十条　県は、その管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の災害に対する安全性を確保するため、改修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一　庁舎、警察署、病院、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二　学校、体育館、文化会館その他の多数の者が利用する建築物

2　知事は、災害に対する安全性を確保するため、必要があると認めるときは、市町及び防災関係機関に対し、当該市町及び防災関係機関が管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の改修その他の必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

一　庁舎、消防署、病院、診療所、避難所その他の災害応急対策の実施上重要な建築物

二　学校、体育館、図書館、集会場その他の多数の者が利用する建築物

（緊急輸送対策）

第四十一条　知事は、災害発生時等において、緊急通行車両等（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十二条の二に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十四条に規定する緊急輸送を行う車両。以下同じ。）の通行の用に供する道路の応急の復旧の実施に関し、三重県公安委員会、他の道路管理者並びに当該復旧の実施に係る事業者及び団体とあらかじめ協議し、必要な事項を定めておくものとする。

2　県は、災害発生時等において緊急輸送を確保するため、重要な道路（以下この条において「緊急輸送道路」という。）を指定し、当該道路の路線名及び区間を県民に周知しなければならない。

3　県は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めなければならない。

4　知事は、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が管理する緊急輸送道路の整備をするよう求めるものとする。

（建築物の安全性の確保の啓発）

第四十二条　県は、市町及び国と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。

（生活に不可欠な施設に関する協力体制の充実）

第四十三条　県は、災害が発生した場合に備え、生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者との連絡体制の整備等協力体制を充実させるために必要な調整を行うものとする。

（落下危険物等の安全性の確保に関する啓発）

第四十四条　県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。

（火災の予防）

第四十五条　県は、自主防災組織、市町及び国と連携して、災害による火災の予防に関する意識の啓発、消火器等の普及その他の災害による火災の発生及び拡大を防止するために必要な施策を実施しなければならない。

（孤立地区対策）

第四十六条　市町は、孤立地区（災害が発生した場合に、交通が途絶するおそれがある地区をいう。次項において同じ。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他の地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

2　市町は、県及び防災関係機関と連携して、孤立地区の発生に備え、住民を輸送する手段の確保に努めるものとする。

3　県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（医療救護体制の整備）

第四十七条　県は、災害が発生した場合に備え、広域的な医療及び救護の体制の整備に努めなければならない。

2　市町は、災害が発生した場合に備え、医療に関する情報の収集及び伝達の体制の整備、救護所の設置場所の選定その他の医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

3　県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織の活動への支援）

第四十八条　県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び防災関係機関と連携して、自主防災組織が活発に活動を行うことができるよう必要な支援に努めなければならない。

2　県は、地域における防災対策の実施に資するため、市町及び国と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めなければならない。

（防災ボランティア等による活動のための環境整備）

第四十九条　県は、地域における防災対策の実施に資するため、災害が発生した場合に備え、県民、自主防災組織、事業者、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動が円滑に行われるよう環境の整備に努めなければならない。

2　県は、市町及び防災関係機関と連携して、防災ボランティア等による活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、防災意識の啓発に努めなければならない。

（協定の締結）

第五十条　県は、災害発生時等における飲料水、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めなければならない。

2　市町は、防災対策が的確に行われるようあらかじめ他の地方公共団体、事業者及び防災対策にかかわる団体との協定の締結に努めるものとする。

3　県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

第三章　災害応急対策

第一節　県民の責務

（県民の相互協力）

第五十一条　県民は、災害発生時等において、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策を実施する場合は、相互に協力するよう努めなければならない。

（災害発生時等における避難）

第五十二条　県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十一条第二項又は第三十六条第二項に規定する地図等の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備情報の発表があったときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

2　県民は、緊急地震速報が発表された場合には、周囲の状況に応じ、自らの身の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　県民は、地震が発生した場合、気象業務法施行令第四条に規定する津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に規定する警戒宣言（次条及び第七十一条において「警戒宣言」という。）が発せられ

た場合その他津波により生じる被害の発生が予想される場合においては、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

4　県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、気象注意報（風雨、大雨及び雷に関するものに限る。）、洪水警報、洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第五十四条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

（火災の防止）

第五十三条　県民は、地震が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合においては、自己の安全の確保に支障を生じない限度において火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、電流制限器により電流を遮断する等地震による火災の発生を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自動車の使用の制限等）

第五十四条　県民は、災害発生時等においては、避難に著しい支障を生じない限度において、自動車（緊急通行車両等並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この条において同じ。）の使用を自主的に制限しなければならない。

2　自動車の運転者は、地震が発生した場合においては、道路における危険を防止し、及び緊急通行車両等の円滑な通行を妨げないようにするために、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一　できる限り安全な方法により自動車を道路の左側端に沿って一時停止させること。

二　一時停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を収集し、これらの情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

三　自動車を離れるときは、自動車をできる限り道路外の場所に移動しておくこと。

四　やむを得ず道路上に自動車を置いて離れるときは、道路の左側端に沿って駐車し、原動機を止め、かぎを付けたままとし、ドアを施錠しないこと。

五　緊急通行車両等の通行又は災害応急対策の実施を妨げるおそれのある場所には駐車しないこと。

六　危険物等を輸送中の者は、できる限り安全な場所に移動すること。

3　自動車の運転者は、気象警報等が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合には、道路交通法その他の法令の規定に違反しない限りにおいて、次に掲げる必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一　浸水のおそれがある区域では、自動車をできる限り安全な場所に移動すること。

二　冠水した道路へは、できる限り進入しないこと。

（危険建築物等からの避難等）

第五十五条　県民は、災害発生時等において、倒壊若しくは附属物の落下等のおそれのある建築物その他の工作物（以下この条において「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

２　危険建築物等の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めなければならない。

第二節　自主防災組織の責務

（災害応急対策の実施）

第五十六条　自主防災組織は、災害発生時等において、地域住民等、県、市町及び防災関係機関と連携して、災害時要援護者その他の地域住民の避難の支援、火災の発生の防止、救出、応急手当、給水、給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めなければならない。

（情報の伝達）

第五十七条　自主防災組織は、地域住民又は市町に対し、地域住民の安否、被害状況等に関して知り得た情報の伝達に努めるものとする。

第三節　事業者の責務

（事業所内の人の生命及び身体の安全の確保等）

第五十八条　事業者は、災害発生時等における事業所内の人の生命及び身体の安全を確保するよう努めなければならない。

２　事業者は、災害発生時等においては、避難、災害等に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当その他の災害応急対策の実施に当たって、地域住民等及び自主防災組織と協力するとともに、積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（生活に不可欠な施設の復旧）

第五十九条　生活に不可欠な施設の所有者、管理者、設置者又は占有者は、災害が発生した場合において、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

（帰宅困難者への支援等）

第六十条　帰宅困難者にかかわる事業者は、災害発生時等においては、県、市町及び防災関係機関と連携して、帰宅困難者に対する避難の支援、円滑な帰宅のための情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節　県の責務及び市町の役割

（応急体制の確立）

第六十一条　県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、避難、救出、応急手当、医療その他の災害応急対策の円滑な実施のため、必要な体制を速やかに確立しなければならない。

（情報連絡体制の確立等）

第六十二条　県は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、第三十三条第一項に規定する体制を基に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、必要な体制を速やかに確立するとともに、的確な情報を県民に提供しなければならない。

（二次災害の防止等）

第六十三条　県は、災害が発生した場合に、市町及び防災関係機関と連携して、余震等による二次災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2　県は、市町及び国と連携して、前項の措置を講ずるため、被災建築物応急危険度判定士（建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定する者として知事が認定した者をいう。）及び被災宅地危険度判定士（宅地の被災状況を調査し、及び当該宅地の危険度を分類する者として知事が認定した者をいう。）の養成その他の必要な施策を実施しなければならない。

（避難対策）

第六十四条　市町は、災害発生時等において、住民の円滑な避難のため、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。

2　市町は、避難所における相談窓口の設置等災害時要援護者その他の避難所内の住民に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

3　県は、市町が前二項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

4　知事は、災害が発生した場合において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の規定を適用し、応急仮設住宅の供与を行うときには、市町と連携して行うものとする。

（緊急輸送対策）

第六十五条　知事は、災害発生時等においては、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、市町及び防災関係機関と必要な調整を行うものとする。

2　知事は、災害発生時等においては、市町及び防災関係機関と連携して、災害応急対策を実施するため、必要な緊急輸送を確保しなければならない。

（帰宅困難者への支援）

第六十六条　県は、災害発生時等においては、市町、国及び県の区域に近接する地方公共団体と連携して、帰宅困難者の円滑な帰宅のため、必要な措置を講じなければならない。

（災害時における公衆衛生の確保）

第六十七条　知事は、災害が発生した場合において、感染症の発生の予防及びまん延の防止、食中毒等の発生の防止その他の公衆衛生の確保を行うときには、市町と連携して行わなければならない。

2　知事は、災害が発生した場合において、市町が行う一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、県内での処理体制の調整その他の一般廃棄物の速やかな処理のために必要な措置を講じなければならない。

（心のケア等の体制確立）

第六十八条　県は、災害が発生した場合において、市町及び防災関係機関と連携して、被災者の心のケア（被災したことにより精神的健康が損なわれた状態の回復及び予防をいう。）その他の災害の特性に応じた傷病への対応のため、医師及び保健師等を被災地に

派遣し、相談窓口を設置する等必要な体制を確立しなければならない。

（防災ボランティア等による活動への支援体制の確立）

第六十九条　県は、災害が発生した場合においては、市町及び防災関係機関と連携して、速やかに防災ボランティア等の受入体制その他の防災ボランティア等による活動の円滑な実施のために必要な体制を確立しなければならない。

（災害応急対策の実施に係る応援等）

第七十条　県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、他の地方公共団体、防災関係機関並びに第五十条に規定する協定を締結している災害応急対策の実施に係る事業者及び団体に対し、直ちに災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求めるものとする。

２　県は、災害発生時等において、第五十条に規定する協定を締結している地方公共団体及び防災関係機関から災害応急対策の実施に関する応援又は協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする。

（警戒宣言等の周知）

第七十一条　知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震観測情報若しくは東海地震注意情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。

第四章　災害復旧復興対策

（県民の責務）

第七十二条　県民は、災害が発生した場合において、地域の災害の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、相互に連携し、自主防災組織、事業者、県、市町、国及び防災ボランティア等と協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めなければならない。

２　県民は、災害の復旧及び復興時において、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

第七十三条　自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域社会の再生に貢献するとともに、県、市町及び防災関係機関が実施する災害の復旧及び復興対策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第七十四条　事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保するとともに、県、市町及び防災関係機関と連携して、地域経済の復興に貢献するよう努めなければならない。

（県の責務）

第七十五条　県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

２　県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興計画の定めるところにより、復興対策を実施しなければならない。

第五章　雑則

（県民等の意見）

第七十六条　知事は、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等から防災対策について意見を聴くものとする。

２　知事は、必要があると認めるときは、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティア等の意見を県が実施する防災対策に反映しなければならない。

（委任）

第七十七条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 26

◎主な石油化学コンビナート地域における条例の整備状況について

	自治体名	災害・防災に関する基本条例	施行日	石油コンビナートの防災対策に関する規定
鹿島	茨城県	なし	—	—
	神栖市	なし	—	—
千葉	千葉県	千葉県防災基本条例	H26.4.1	（石油コンビナートの防災対策） 第19条　特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。
	千葉市	なし	—	—
	市原市	なし	—	—
	袖ヶ浦市	なし	—	—
川崎	神奈川県	神奈川県地震災害対策推進条例	H25.4.1	なし
	川崎市	川崎市地震対策条例	S56.4.1	なし
四日市	三重県	三重県防災対策推進条例	H21.3.25	なし
	四日市市	なし	—	—
大阪	大阪府	なし	—	—
	堺市	なし	—	—
	高石市	なし	—	—
水島	岡山県	岡山県防災対策基本条例	H20.3.18	なし
	倉敷市	倉敷市災害対策基本条例	H23.6.29	なし
岩国大竹・周南	広島県	広島県防災対策基本条例	H21.3.24	なし
	大竹市	なし	—	—
	山口県	なし	—	—
	岩国市	なし	—	—
	和木町	なし	—	—
	周南市	なし	—	—
大分	大分県	大分県減災社会づくりのための県民条例	H21.4.1	なし
	大分市	なし	—	—

資料 27

千葉市

市消防局

ドローン来月から運用

災害時の情報収集に特化

市消防局は来月から、災害時に情報収集に当たる小型無人機「ドローン」の運用を始める。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際に出動させ、上空から広く情報を収集して被害状況や生存者の確認に力を発揮する。

ドローンは積載カメラで撮影した静止画や動画を地上部隊へ伝送したり、三次元画像を用いて災害現場の地形を解析する。複合ガス検知器を備え、一酸化炭素や硫化水素の測定ができる。最大で航続時間は20分、航続距離は18キロ。

大規模災害時の主力になる「緊急消防援助隊統合機動部隊」が同局に配備されていることから今年3月末、災害用ドローン1機を消防庁から無償貸与され、半年間かけて準備を進めてきた。

立候補や推薦で選抜された隊員13人が4月から週3回、市消防学校（緑区平川町）で実技訓練を積んだ。初めは市販のドローンを屋内で使用し、機体を空中で安定させる「ホバリング」や離着陸といった基本操作を徹底。スムーズな操作ができるようになると屋外訓練場に移動し、実機を用いての定点移動訓練や地上に置かれたがれきのカメラ撮影など、より実践的な訓練を積み重ね、最終的に正式なドローン運用者として隊員2人が認められた。

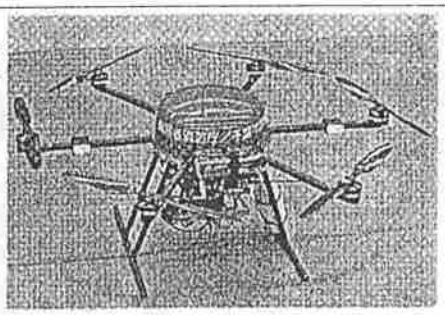

市消防局で運用を始める災害用ドローン

本番での運用は操縦者、モニタリング担当、周囲の安全の監視役と3人1組で行う。同局は「風の影響を強く受けるため操縦は見た目より難しく、訓練には時間を要した。基本的には市内での運用だが、市外や県外から要請があれば出動させる」と話している。

ドローンで災害確認

奥多摩町 実用化へ共同研究

奥多摩町は、国立情報学研究所（NII、千代田区）などと小型無人機「ドローン」を使って、災害時の被害状況確認など実用化に向けた共同研究をスタートする。地域限定で、ドローン飛行時の規制を緩和する「国家戦略特区」などの構想もあり、メーカーを含めた産官学の共同研究を踏まえ、実用化に弾みを付けたい考えだ。

共同研究では、複数のドローンを一体で運用できるようなネットワーク構築に向け、人工知能による航空管制システムなどを今後2年をめどに開発する。

町内で実施する飛行実験では、被害確認だけでなく、雪害や風水害時、山林に囲まれた孤立集落への食料や医療品などの物資輸送などを想定する。従来できなかった上空からの撮影で、これまで気付かなかった眺望の良い場所を探すなどの観光振興や、産業の創出も検討する。

河村文夫町長は「ドローンにより町民の安心・安全の更なる向上に努めたい」と期待感を表明した。【熊谷泰】

ドローン運用で協定

福島市と市内企業 災害発生時に活用 県内初

川口社長からドローンの説明を受ける小林市長（右）

福島市は二十四日、小型無人機（ドローン）の運用技術を持つ市内のMTS&プランニングと災害時協定を結んだ。市によると、民間企業と自治体間での非常時のドローン活用に関する協定締結は全国二例目で、県内の市町村で初めて。吾妻山の災害発生時などに活用が期待される。

同社はドローンの販売や製作、操作指導などを事業の一つにしている。協定では、市が吾妻山の火山災害や山林火災、土砂崩れなどの際に同社に出動要請し、ドローンとオペレーターを迅速に現場に送ってもらう。

市は今年度の防災訓練で同社のドローンとオペレーターの協力を受けて生中継映像による避難者捜索訓練などを実施し、実用性を確認していた。

小林香市長は「災害時の正確な情報把握に効果を期待したい」、川口昇児社長は「今後もドローンを市民生活に役立てていきたい」と語った。

茅野市が独自の操縦資格者制度

ドローン

災害時など飛行 訓練受けた職員のみ

茅野市は16日、災害や事故の情報収集などのために小型無人機「ドローン」を導入し、職員を対象とした独自の操縦資格者制度や飛行させる際のルールを設けたと明らかにした。日中に目視の範囲内で飛ばす、などと規定した10日施行の改正航空法を踏まえ、墜落事故を防ぐために専門訓練を受けた職員だけが操縦できる、などと定めた。

操縦資格者は職員から公募。熟練操縦者による1日の講習と最低12時間以上の操縦訓練を修了すれば資格を与える。

ルールによると、ドローンを飛ばす際は資格を持つ3人以上の職員で「操縦班」を編成。周囲の安全確認に配慮しなければならない。バッテリー切れによる墜落事故を防ぐため、飛行時間はメーカー公表時間の半分までとし、産業用無人ヘリコプター保険に加入することも定めた。

市防災対策課によると、導入予定のドローンは災害時などに飛ばす1機と練習機5機。24日に諏訪広域消防茅野消防署駐車場でデモ飛行をし、資格のある職員がそろい次第、運用を始める。市民がドローンを飛ばす際の規制条例などは現時点では考えていないという。

防災航空隊が発足

焼津市、ドローン活用

情報収集や地形の状況把握

パイロット育成へ

焼津市は1日、配備している小型無人機「ドローン」の運用体制充実のため、県内で初めて、ドローンによる防災航空隊「ブルー・シーガルズ」を発足した。大規模災害時の情報収集をはじめ、道路や港などの調査、山地や農地の状況把握、広報用写真の撮影などに活用する。

航空隊は危機管理部を中心に各部局の職員15人で編成し、配備しているドローン3機を活用する。隊長は寺尾隆之危機管理部長。

国交省が定める「飛行実績10時間以上」の規定を満たし、人口密集地などでドローンを操縦できる"パイロット"は現在1人。市は今後、隊員向けに航空法など関係法令の研修や、実機を使った飛行訓練を行い、知識と技能を備えたパイロットを育成する。

市は昨年8月、県内市町で初めて災害用のドローンを配備した。災害対策本部にある市消防防災センターにリアルタイムでの映像配信が可能で、災害現場での的確な状況把握、迅速な応急対策に役立っている。

中野弘道市長は「情報はあらゆる視点からの収集が必要。安全運用を第一に、多岐にわたって活用したい」と話した。